

道央廃棄物処理組合職員の分限及び懲戒に関する条例

(平成26年4月1日条例第7号)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項及び第4項並びに第29条第4項の規定に基づき、職員の分限及び懲戒に関し必要な事項については、千歳市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和29年千歳市条例第9号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。